

# 令和 7 年度 札幌市健全化判断比率審査意見

## 1 審査の期間

令和 8 年 7 月 3 日から同年 8 月 26 日まで

## 2 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、札幌市監査委員監査基準に準拠し、これらの書類が法令に適合し、かつ正確であるかを着眼点として審査を行った。

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率については、次表のとおりである。

（単位 %）

| 健全化判断比率   | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 5 年度 | 早期健全化基準 | 備 考 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|-----|
| ①実質赤字比率   | —       | —       | —       | 11.25   |     |
| ②連結実質赤字比率 | —       | —       | —       | 16.25   |     |
| ③実質公債費比率  | 3.5     | 3.2     | 2.9     | 25.0    |     |
| ④将来負担比率   | 17.6    | 22.2    | 18.2    | 400.0   |     |

（注）実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」で表記

(参考資料)

## 健全化判断比率について

### 1 財政状況の公表制度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「法」という。)においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標を健全化判断比率とし、地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づき、健全化判断比率を公表しなければならないと定められている。

また、健全化判断比率が早期健全化基準もしくは財政再生基準以上の場合は、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政の健全化もしくは再生のための計画を定めなければならないこととされている。

### 2 健全化判断比率の対象となる会計

財政指標の対象会計については、次のとおりである。

#### 健全化判断比率の対象会計範囲

|             |         | 健全化判断比率                                       |                |  |               |                 |               |             |
|-------------|---------|-----------------------------------------------|----------------|--|---------------|-----------------|---------------|-------------|
| 会 計 区 分     |         |                                               |                |  |               |                 |               |             |
| 札幌市         | 特 別 会 計 | 一般会計等(普通会計)                                   | 一 般 会 計        |  | 実 質 公 債 費 比 率 | 連 結 実 質 赤 字 比 率 | 実 質 公 債 費 比 率 | 将 来 負 担 比 率 |
|             |         |                                               | 土地区画整理会計       |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 母子父子寡婦福祉資金貸付会計 |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 基金会計           |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 公債会計           |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 国民健康保険会計       |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 後期高齢者医療会計      |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 介護保険会計         |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 駐車場会計          |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 病院事業会計         |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 中央卸売市場事業会計     |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 軌道整備事業会計       |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 高速電車事業会計       |  |               |                 |               |             |
|             |         |                                               | 水道事業会計         |  |               |                 |               |             |
|             | 下水道事業会計 |                                               |                |  |               |                 |               |             |
| 一部事務組合・広域連合 |         | 北海道市町村備荒資金組合<br>石狩西部広域水道企業団<br>北海道後期高齢者医療広域連合 |                |  |               |                 |               |             |
| 地方独立行政法人    |         | 公立大学法人札幌市立大学                                  |                |  |               |                 |               |             |
| 第三セクター      |         |                                               |                |  |               |                 |               |             |

### 3 早期健全化基準と財政再生基準

#### (1) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支の不均衡な状況その他の財政状況の悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、4つの財政指標それぞれについて定められた数値である。

#### (2) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの財政指標それぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

なお、札幌市における各指標比率の基準数値は下表のとおりである。

|         | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 早期健全化基準 | 11.25% | 16.25%   | 25%     | 400%   |
| 財政再生基準  | 20%    | 30%      | 35%     |        |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、各地方公共団体の財政規模に応じて定めることとされている。

### 4 各財政指標の概要

各財政指標の算定方法については、法及び関係政省令により定められている。

#### (1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いをみることができる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、令和7年度の札幌市の実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が赤字となっていないことから算定されない。

※ 標準財政規模とは… 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。以下同じ。

## (2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、全体的な財政運営の悪化の度合いをみることができる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、令和7年度の札幌市の連結実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が赤字となっていないこと及び公営企業会計の資金にも不足額がないことから算定されない。

## (3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。）に対する比率で、借入金（地方債）の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度をみることができる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還} \\ \text{金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利} \\ \text{償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}} \quad (3 \text{ か年平均})$$

なお、令和7年度の札幌市の実質公債費比率は3.5%であり、前年度の比率3.2%と比較して0.3ポイント上昇している。

※ 準元利償還金とは… 公営企業債の元利償還の財源に充てたと認められる一般会計等の繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの

#### (4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさや地方公共団体が将来支払っていく可能性のある負担等についての比率で、現時点での見込額を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いをみることができる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

なお、令和7年度の札幌市の将来負担比率は17.6%であり、前年度の比率22.2%と比較して4.6ポイント低下している。

### 5 政令指定都市の状況

政令指定都市の健全化判断比率（令和6年度決算）

（単位：%）

|       | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-------|--------|----------|---------|--------|
| 札幌市   | －      | －        | 3.2     | 22.2   |
| 仙台市   | －      | －        | 4.9     | 44.6   |
| さいたま市 | －      | －        | 6.1     | 20.7   |
| 千葉市   | －      | －        | 10.4    | 120.1  |
| 横浜市   | －      | －        | 9.2     | 114.9  |
| 川崎市   | －      | －        | 8.4     | 111.4  |
| 相模原市  | －      | －        | 2.9     | －      |
| 新潟市   | －      | －        | 12.4    | 121.7  |
| 静岡市   | －      | －        | 5.9     | 30.9   |
| 浜松市   | －      | －        | 3.3     | －      |
| 名古屋市  | －      | －        | 6.4     | 84.2   |
| 京都市   | －      | －        | 12.0    | 132.0  |
| 大阪市   | －      | －        | 0.1     | －      |
| 堺市    | －      | －        | 5.0     | －      |
| 神戸市   | －      | －        | 4.9     | 64.5   |
| 岡山市   | －      | －        | 5.7     | －      |
| 広島市   | －      | －        | 8.8     | 161.3  |
| 北九州市  | －      | －        | 10.6    | 143.0  |
| 福岡市   | －      | －        | 7.7     | 58.8   |
| 熊本市   | －      | －        | 5.9     | 93.1   |
| 平均    | －      | －        | 6.4     | 59.1   |

（資料：総務省ホームページから抜粋）

(単位 %)

